

議案第15号

令和2年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の 処分及び令和2年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和2年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和3年9月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和2年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金802,935,036円のうち、239,610,931円を資本金へ組み入れ、43,336,875円を一般会計へ繰り出し、519,987,230円を繰り越すものとする。